

住宅用太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定書（案）

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を図るため、次のとおり住宅用太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県域における住宅用太陽光発電設備等の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- （1）甲 住宅用太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援
- （2）乙 別紙「住宅用太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、乙は、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴う乙と施工事業者又は、乙と購入希望者とのトラブルについては、乙が適切に対処しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者とのトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償等）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解

除することができるものとする。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲が協定を解除することが必要と認めるときは、甲は、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、協定締結日から令和8年6月30日までとする。

2 施工事業者による工事完了が協定期間の満了日を経過する場合は、協議により協定期間を工事完了まで延長することができるものとする。

3 本事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとする。ただし、継続できる期間は令和11年6月30日までとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名(又は記名押印)の上、各自その1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県知事 岸本周平

乙 ○○(住所)
○○(社名)
○○○○(職・氏名)